

認定番号	01P-051-06
認定種別	快適職場（プラチナ）

## 快適施策実施状況報告書

### 1) 作業所情報

会社名	清水建設(株)
作業所名	東京国際空港際内トンネル他築造等工事
作業所所在地	東京都大田区羽田空港内
工期(自)～(至)	平成28年6月7日～平成32年5月29日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	トンネル工事
工事概要 (120字以内)	本工事は、羽田空港の国内線と国際線の両ターミナルを連絡する「際内トンネル」を築造することで、ターミナル間の移動時間を短縮し、乗り継ぎの利便性の向上を図ることを目的としている。滑走路やモノレールの地下に直径12mのシールドトンネルを築造する。

### ※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

### ◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。  
※上記資料は [http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei\\_4.html](http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html) からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください（ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください）

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること  
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

①設置されている機器類の写真



1. ミストシャワー

2. ミスト扇風機



3. 送風機



4. 日よけテント



5. WBGT指数モニター

②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文

当作業所では熱中症対策として、ミストシャワー、ミスト扇風機、送風機を各所に設置している。また、日よけテントを設置し、直射日光を避けた状態での水分補給や休憩を可能にしている。朝礼看板には、WBGT指数モニターを設置し、その日の指数をボードに記載、それを朝礼当番が全体へ周知することによって、作業員が体調を自己管理しやすいようサポートしている。

現場内に設置している仮設休憩所はエアコン完備であり、夏場の暑さと冬場の寒さ対策ができています。(「⑨冷暖房付の休憩室を設置していること」に記載)

【審査項目②】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

①飲料等の種類



1.熱中タブレット

2.スポーツドリンク

3.軽食

②常備の状況

現場内の各休憩所に、熱中症予防の塩分タブレットを常備している。夏場は作業エリアにスポーツドリンクの入ったウォータータンクを設置し、適宜水分補給ができるようにしている。また、体力消耗の激しい作業員への配慮として、手軽に取れる朝食も用意しており、体調管理に役立ててもらっている。これらは不足することのないよう、当番制で補充・管理している。



【審査項目③】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

①服装の写真



1.すずしん帽



2.ネックウォーマー



3.防寒着(手袋・ネックウォーマー着用)



4.防寒手袋

②その服装の冷却・保温機能(効果)

- 1.夏場には熱中症対策の1つとして、日よけ用「すずしん帽」を全作業員に配布している。
- 2.冬場には防寒対策の1つとして、ネックウォーマーを全作業員に配布している。
- 3.羽田空港では風が非常に強いので、防寒・防水機能の高い防寒着を全職員に配布した。  
(透湿防水防寒、耐水压 2,000mm)
- 4.当作業所では軍手を配布しているが、冬場は全職員に防寒機能のある手袋を配布している。  
保温性だけでなく、天然ゴムによってグリップ力や強度も高く、けがの防止にもつながっている。

③制度の内容

これらの備品・衣服は、現場作業員・職員から要望があれば随時配布している。また、季節に応じて安全大会の景品として全作業員に配布するものもある。

④支給または購入費補助の実績

これらの備品・衣服はすべて現場の経費として購入している。安全大会費もあらかじめ予算を確保しており、そこからネックウォーマー等を購入している。

**【審査項目④】 《作業空間の確保》**

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

**■施策(一) 標識の設置による通路・作業エリアの明確化**



単管バリケードや横断歩道によって安全通路を確保し、「安全通路」「作業半径内立入り禁止」等の吊り下げ標識によって、各エリアを明確に分けている。

**■施策(二) 整理整頓, 段差の明記**

開削施工箇所には、鉄板による堅固な手摺りを設け、煩雑になりがちな手摺り周りの整理整頓を図っている。また杭頭コンクリートの端部にはペンキでマーキングを行い、つまずき等の災害防止を



**■施策(三) 赤外線センサーによる安全管理**



作業エリアの外周部付近で作業を行う際、クレーンのブームが万一場外側に近づいて行かない様、赤外線センサーで監視をしている。

【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)防音シートの設置

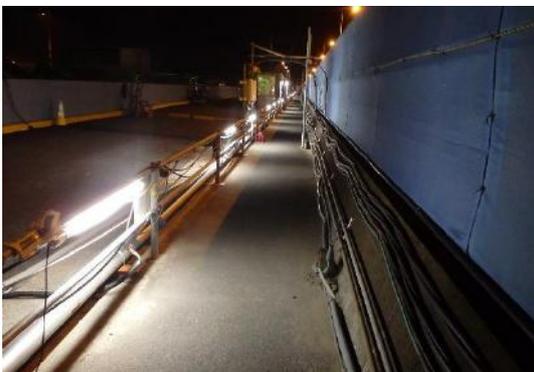


■施策(二)散水及びロードスイーパーによる粉じん防止



当作業所では、散水車で適宜散水し、粉じんの影響防止に努めている。また、定期的に場内をロードスイーパーで清掃し、粉塵の堆積予防を図っている。

■施策(三)照明設備の増設



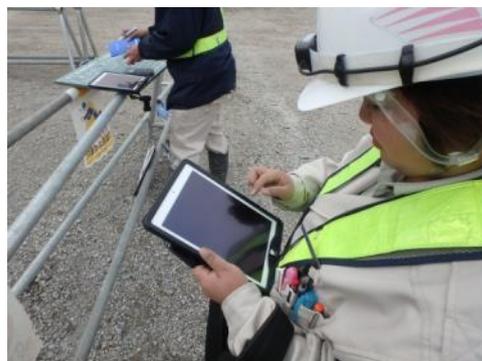
【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、など)についての説明文を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)現場職員のiPad利用



当作業所では、現場で作業する全JV職員にiPadを配布している。iPadのSNSを利用することで、広い現場内でも円滑に作業情報をやり取りできる他、図面の共有などが可能となり、移動や印刷の手間が大きく省けるようになった。

■施策(二)Webカメラによる状況把握



緊急時の状況把握に備え、現場内にWebカメラを設置している。カメラの映像は現場から離れた事務所のパソコンからも見る事が可能となっている。

■施策(三)

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)自然災害防止システム「ZEROSAI」導入



雨量計、風力計、風向計、温度計、湿度計で構成されるこの装置のデータは、パソコン上で閲覧可能。ピンポイントの予報が得られるため、安全管理や作業内容の変更役に役立っている。



■施策(二)二丁掛安全帯施行ゲートの設置



当作業所では安全帯の二丁掛をルールとしている。二丁掛に慣れていない作業員のために、「二丁掛安全帯施行ゲート」を設置し、朝礼後にこのゲートを通り抜けることで、現場に向かうことで、ルールが習慣となるよう、工夫した。

■施策(三)

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)



1.常設トイレ

2.洋式・水洗便座

3.掃除当番表



4.衛生用品

5.男子トイレ

6.女子トイレ(女子棟内)

②説明文

当作業所のトイレは常設で男女を完全に分けており、洋式便座で水洗機能、ウォシュレット機能を完備している。作業員と職員の当番制による日々の清掃に加え、除菌シートや消臭剤等を常備し、いつでも清潔で快適な利用ができるよう配慮している。

【審査項目⑨】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真



②説明文

現場内に設置しているすべての休憩室(スーパーハウス)にはエアコンとウォーターサーバーを設置しており、作業員には年間を通してしっかりと休憩して貰える環境を整えている。

【審査項目⑩】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真



②説明文

当作業所では、休憩室内でのみ喫煙を許可している。休憩所は喫煙室と禁煙室の2つを設置して完全に分煙しているため、たばこを吸わない作業員も煙を気にせずに休憩できる。喫煙室には灰皿や火消用バケツを設置し、火の始末を徹底している。

【審査項目⑪】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真



②説明文

現場詰所内にシャワー室を設置し、いつでも利用できるようにしている。  
シャンプー用品やドライヤーも完備している。

【審査項目⑫】《健康・衛生保持のための施設、設備》

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)ヘルメット洗浄機の設置



ヘルメット洗浄機を詰所入口に設置し、衛生保持に努めている。この装置は、ヘルメットの内部を除菌・消臭可能で、作業終了時には多くの作業員に利用してもらっている。

■施策(二)仮眠室の設置



現場詰所内には仮眠室を2つ設置し、昼休みや宿直時に利用している。布団のほかにベッドやテレビ、冷暖房機器も備えている。

■施策(三)うがい薬, 手拭ペーパーの設置



すべての手洗い場にうがい薬を置き、風邪やインフルエンザ予防に役立てている。また、洗った手で蛇口を閉めることが感染に繋がるという産業医のアドバイスを受け、ペーパータオルを用意して、ペーパータオルで蛇口をつかんで閉めるよう心掛けてもらっている。

【審査項目⑬】《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

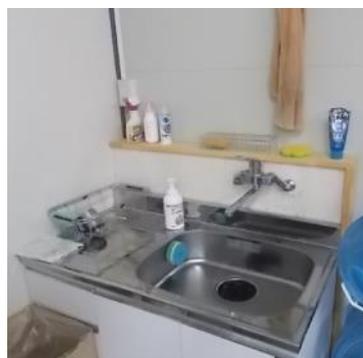
注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一) 自販機の設置



現場詰所前に3台の自販機を設置しており、多くの作業員に利用してもらっている。これらの自販機では、作業員の負担軽減になればと考え、わずかではあるが一般的な値段より安く飲料を販売している。

■施策(二) 洗面所の設置



現場詰所内に洗面所を設置している。コップ、タオル、石鹸等も常備されている。

■施策(三) 冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機の設置



現場詰所内には、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、乾燥機を設置している。冷蔵庫のお茶やコーヒーは定期的に補充し、自由に飲めるようにしている。

【審査項目⑬】《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

※前頁の続き

■施策(四)更衣室の設置



事務所、現場詰所ともに更衣室があり、全職員分のロッカーが設置されている。単身赴任者への配慮から、クリーニング回収サービスも利用できる。



■施策(五)鍵付きロッカーの設置



各更衣室、シャワー室、仮眠室には鍵付きロッカーが設置されており、プライバシー保護・防犯が徹底されている。

■施策(六)自転車の配備



当作業所には、自転車が2台配備されている。当作業所は事務所と現場が徒歩5分以上離れているが、自転車の利用によって移動時間を短縮している。緊急時には責任者がすぐに現場に向かうことができる。

【審査項目⑭】《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

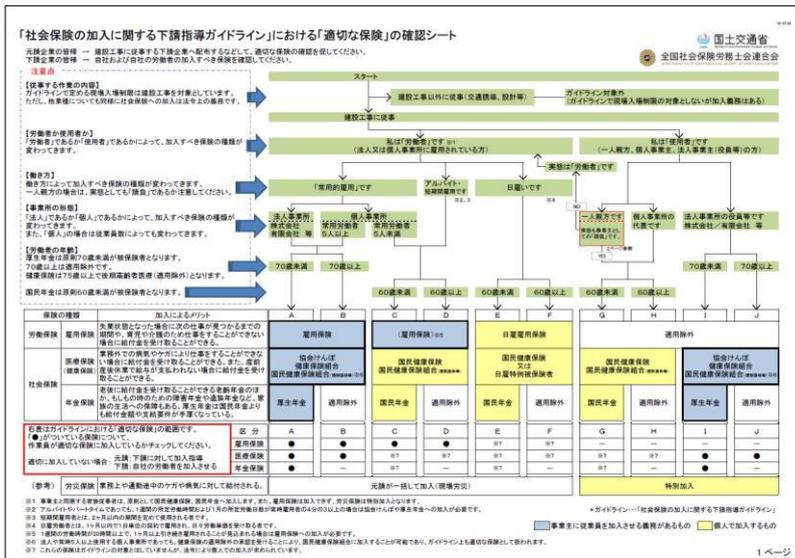
①周知に用いた資料(ポスター等)の写真



②周知徹底・指導等の方法

当工事は国交省発注のものであり、社会保険に未加入の業者の入場を認めていない。

現場詰所にはポスターを掲示して、改めて社会保険制度を周知すると共に、協力業者に対しては新規入場時に、社会保険加入の有無を確認する文書の提出を求めている。平成30年1月に国交省より出された、「適切な保険を確認するためのフローチャート」も利用して、作業員が適切な保険に加入しているかを確認・指導している。

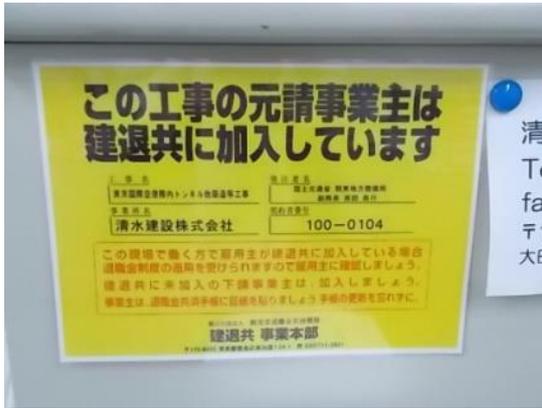


【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

①掲示している建退共制度適用  
標識シールの写真

②加入周知に用いた資料(ポスター等)



③加入周知の方法

株式会社 「建設業退職金共済制度」加入等確認書

工事名： 東京国際空港際内トンネル他築造等工事

標記工事の貴社との下請負契約にあたり「建設業退職金共済制度」加入の有無等についてご回答下さい。

清水・五洋特定建設工事共同企業体 年 月 日  
東京国際空港際内トンネル作業所  
現場代理人 神保 誠二 殿

TEL： 03-5708-7611  
FAX： 03-3747-1231  
振 当： 作業所事務グループ 住所

氏名 (一次会社名) 印

貴社との下請負契約にあたり次のとおり回答します。(該当する番号と記号に○)

当社は・・・

- 建設業退職金共済制度に
  - 加入しています。(共済証書の支給を申請します。)  
↳ 建退共加入の証書と、当工事入場者の共済手帳(氏名表示のある項)の写しを提出して下さい。
  - 加入していません。  
↳ 未加入理由が下記2,3.以外の場合は、4.にその具体的な理由を記入して下さい。
- 自社の退職金制度があります。  
↳ 自社退職金制度について記述してある書類の写しを提出して下さい。
- 別途の退職金共済制度に加入しています。
  - 中小企業退職金共済制度  
↳ 中退共加入の証書写しを提出して下さい。
  - その他の共済制度等  
↳ 共済制度名などを具体的に記述し、その証書の写しを提出して下さい。
- その他

※ 1次協力会社に於かれましては、自社と当工事で働く2次以降の全ての協力会社について、この確認書を用いて状況確認すると共に、各提出書類を取りまとめ提出をお願いします。

当作業所では、休憩所へのポスター掲載によって、建退共制度の利用を促している。また、協力業者には新規入場時に、建退共加入の有無を確認する文書の提出も求めている。建退共に加入していない場合でも、自社の退職金制度等があることを確実に把握できるようにしている。

**【審査項目⑯】 《長時間労働の是正》**

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限: 100 時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標

当社では時間外労働の全社目標値を以下のように定めている。

- ・年間の上限:原則として960時間(80時間/月)以内
- ・複数月の上限:原則として6ヶ月平均で80時間以内(休日労働を含む)
- ・1か月の上限: 100 時間未満(休日労働を含む)

一方当作業所ではより厳しく、80時間を1か月の上限に設定している。

下請企業も定時に作業を終了し、現場から撤収している(夜勤担当者を除く)。

②目標達成のための取り組み方法

1. 工事長による係員の労働時間管理

係員の労働時間は、担当工事長が毎日把握しており、勤務実態に応じて業務の調整を行う。毎月開催される産業医を含めた安全衛生協議会では、全職員の労働時間が報告・確認され、残業時間の多い職員への配慮につなげている。

2. 工種ごとに話し合いをして仕事を調整

工種グループごとに話し合い、個人の予定や勤務時間を考慮した上で、右のような勤務予定表を作成している。これにより、誰もが互いに勤務状況を把握しており、仕事量の偏りによる超勤を防いでいる。

	15	16	17	18	19	20	21
	月	火	水	木	金	土	日
1 作業員	代				代	休	休
2 作業員						出	休
3 作業員						休	休
4 作業員	代					休	休
5 作業員			代			出	休
6 作業員	代					出	休
7 作業員						出	休
8 作業員	代					休	休

当作業所では、1か月の上限80時間を超えて勤務している者はいない。

<p><b>【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》</b></p> <p>4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)</p> <p>※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)</p> <p>審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・着工日が平成28年12月1日以前の場合 →平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績</li> <li>・着工日が平成28年12月1日より後の場合 →着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績</li> </ul>			
期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年12月	6	8	4(日)、11(日)、18(日)、25(日)、28(水)、29(木)、30(金)、31(土)
平成29年1月	7	8	1(日)、2(月)、3(火)、4(水)、8(日)、15(日)、22(日)、29(日)
2月	6	4	5(日)、12(日)、19(日)、26(日)
3月	6	4	5(日)、12(日)、19(日)、26(日)
4月	7	6	2(日)、9(日)、16(日)、23(日)、29(土)、30(日)
5月	6	10	1(月)、2(火)、3(水)、4(木)、5(金)、6(土)、7(日)、14(日)、21(日)、28(日)
6月	6	4	4(日)、11(日)、18(日)、25(日)
7月	7	5	2(日)、9(日)、16(日)、23(日)、30(日)
8月	6	8	6(日)、11(金)、12(土)、13(日)、14(月)、15(火)、20(日)、27(日)
9月	6	4	3(日)、10(日)、17(日)、24(日)
10月	7	6	1(日)、8(日)、15(日)、22(日)、23(月)、29(日)
11月	6	4	5(日)、12(日)、19(日)、26(日)
12月	7	6	3(日)、10(日)、17(日)、24(日)、30(土)、31(日)
平成30	6	8	1(月)、2(火)、3(水)、4(木)、7(日)、14(日)、21(日)、28(日)



【審査項目⑱】《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真



1.安全教育訓練



2.掘削山留勉強会

②説明文

当作業所では、月に一度全作業員を対象に安全教育訓練を実施している。内容は、過去の事故事例を見て安全について考えるものから、インフルエンザ・ノロウイルス対策についてまで幅広く、時期に応じて工夫している。訓練終了時には確認テストを実施して理解度を把握し、必要に応じて追加の勉強会も行っている。また、適宜外部講師や協力業者の専門家を招いて、山留や地盤改良などについての勉強会も開催しており、JV職員及び作業員の能力向上、知識習得に役立ててもらっている。

空港内ルール及び作業ルール理解度テスト		A
2018/1月度試験		
正解に	フルネーム	
会社名	氏名	点数
以下の( )に当てはまる言葉を下の語群から選び番号を記入して下さい。		
※ 空港制限区域内入場説明を受けていない人でも、関係なく実施して下さい。 選ぶだけなので、必ず記入すること。(表裏) 制限時間 15分 ( ) 内空欄にしない事。訂正方法 「横線を引き見やすい場所に再記入する。」 重ねて書かない事。又、読めない字は、間違いとします。		
【空港ルール】 ( ) 一つ5点、計100点 訂正例= 記入例=		
問題1	公的身分証明書として有効なものを□内から2つ選べ	
	① ( 1 ) ② ( 5 )	
	1. マイナンバーカード 2. JCBカード 3. ポイントカード 4. 特別教育修了証 5. 自動車運転免許証	
問題2	空港周辺道路ですべての工事車両は③ ( 1 ) 禁止である。 又、道路では④ ( 4 ) を厳守し走行する事。	
	1. 駐停車 2. 通行禁止 3. 禁煙 4. 制限速度	
問題3	東京国際空港制限区域安全管理規程は、 制限区域における⑤ ( 2 )、⑥ ( 5 ) 運転および使用方法等を定め、 安全と秩序の維持並びに同区域の適正な管理を図ることを目的とする。	
	1. 作業員同志 2. 作業の方法 3. 建物 4. 人の立入り 5. 重機 6. 車両 7. 自転車	
問題4	夜間作業中、区域内では、航空機側、⑦ ( 2 )、管制塔に向けて照明を 設置してはいけない。又、ヘッドライトは必ず、⑧ ( 3 ) にし走行する。	
	1. 道路 2. 滑走路 3. 下向き 4. 上向き 5. 建物 6. 無灯火	

確認テスト

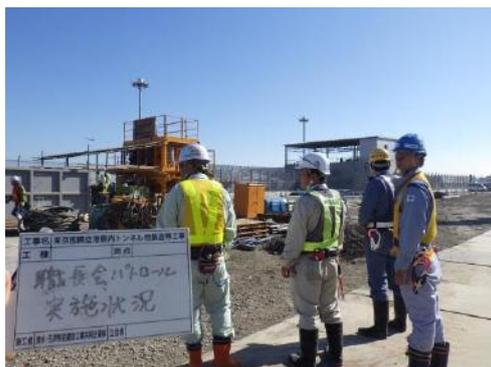
【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) 職長会パトロールの実施



毎週木曜日に職長会パトロールを実施し、各職長が担当工種以外の安全についてもチェックしている。また、月に1度の特別安全協議会では協力業者の幹部による巡回が行われ、指摘事項は直ちに是正している。

■施策(二) 作業所内表彰の実施



当作業所では「エンジェルリポート制度」を導入し、模範となるような作業員を誰でも推薦できるようにしている。推薦された者は、毎月行われる安全大会で所長から表彰される。明確な誘導、積極的な清掃、元気な挨拶など、毎月多くの推薦があり、作業員のモチベーション向上につながってもらっている。

■施策(三) AED使用講習会



蒲田消防署から講師を招き、JV職員及び各業者の職長に対してAED講習を開催した。参加できなかった者にも資料等を回覧し、周知した。

【審査項目②】《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)「けんせつ小町」の看板を設置



「けんせつ小町」のロゴマークを使用した、当作業所オリジナルの看板を女子棟の入口に設置し、女性技術者が活躍する新しい建設業界をPRしている。

■施策(二)仮囲いにプランターを配置



季節に合わせたプランターを仮囲いの歩道側に設置し、景観を良くしている。また、花言葉や豆知識を



記載したポスターを掲示している。立ち止まって読んでくださる通行者も多い。

■施策(三) 学生に対するインターンシップ開催



学生を対象としたインターンシップを定期的で開催し、建設業の魅力を伝えている。受講者には実際に測量を行ってもらったりなど、業務のやりがいを理解してもらえようプログラムも工夫している。

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	2
⑦	最大3	2
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 12

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	3
⑬	最大6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	0
⑱	最大3	3
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y: 24

総合計: 36

認定基準

32 ≦ 快適職場(プラチナ)

28 ≦ 快適職場

・閉所日の合計が基準に達していないため、加点なしとしました。

・そのほか記載のなかった箇所については加点なしとしました。